

議案第13号

愛西市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例
の一部改正について

愛西市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成17年愛西市条例第137号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成24年2月28日提出

愛西市長 八木 忠 男

提案理由

この案を提出するのは、市役所周辺地区地区計画の追加に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第13号

愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例

愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年
愛西市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第1条中「愛西市湧高地区」を「地区計画の区域内」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（適用区域）

第2条 この条例は、別表第1に掲げる区域（以下「対象区域」という。）
に適用する。

（建築物の用途の制限）

第3条 対象区域においては、別表第2（ア）欄の計画地区の区分に応じ、
それぞれ同表（イ）欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

第4条第1項中「200平方メートル」を「別表第2（ア）欄の計画地区
の区分に応じ、それぞれ同表（ウ）欄に掲げる数値」に改める。

第5条及び第6条を次のように改める。

（壁面位置の制限）

第5条 建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面か
ら敷地境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は、別表第2（ア）
欄の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表（エ）欄に掲げる数値以上でな
ければならない。

2 前項の規定は、同項に規定する数値に満たない距離にある建築物又は建
築物の部分（以下「建築物等」という。）がそれぞれ別表第2（オ）欄の
適用除外の建築物等の欄に掲げるものに該当する場合においては、当該建
築物等の外壁等の面には適用しない。

（建築物の高さの最高限度）

第6条 建築物の高さは、別表第2（ア）欄の計画地区の区分に応じ、それ
ぞれ同表（カ）欄の最高の高さの欄に掲げる数値を超えてはならない。

第12条を第13条とする。

第11条第1項第3号中「又は第5条」を「、第5条又は第6条」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条の見出し中「地区計画」を「対象区域」に、「場合等」を「場合」に改め、同条中「第2条に規定する区域」を「対象区域」に、「当該区域」を「当該対象区域」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(垣又はさくの構造制限)

第7条 垣又はさくの構造は、別表第2(ア)欄の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表(キ)欄に掲げるものとしなければならない。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1(第2条関係)

名称	区域
瀏高地区計画	都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画瀏高地区計画の区域
市役所周辺地区地区計画	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画市役所周辺地区地区計画の区域

別表第2(第3条~第7条関係)

	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)
対象区域	計画地区	建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離	適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度	垣又はさくの構造の制限

<p>渕 高 地 区 計 画</p>	<p>全 域</p>	<p>公 衆 浴 場</p>	<p>2 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上</p>	<p>①道路境界線からの後退距離にあつては1メートル以上 ②道路境界線以外の敷地境界線からの後退距離にあつては0.5メートル以上</p>	<p>①物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分（道路境界線及び隣地境界線からそれぞれ、1メートル未満、0.5メートル未満）の床面積の合計が5平方メートル以内の建築物等 ②地下が設けられている建築物の地下部分、建</p>	<p>道路境界線から2メートル未満の距離に存する垣又はさくは、生垣又はフェンスその他の透視性のある鉄柵等（基礎を有する場合にあっては、敷地地盤面からの基礎の高さが1メートル以下のものに限る。）</p>
--	----------------	----------------------------	--	--	--	--

					<p>建築物の附属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの</p>		
市役所周辺地区地区計画	全域	<p>① 畜舎(床面積の合計が15平方メートルを超えるもの)</p> <p>② 店舗、飲食店、展示場でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</p> <p>③ ホテル又は旅館</p> <p>④ ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令(昭</p>				30メートル	

	<p>和25年政令第338号（以下、「令」という。））第130条の6の2で定める運動施設</p> <p>⑤カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>⑥マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、遊技場その他これらに類する令第130条の8の2で定めるものに供する建築物</p> <p>⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第</p>					
--	--	--	--	--	--	--

		1項第7号 及び第8号 の規定に該 当する営業 に供する建 築物 ⑧公衆浴場 ⑨自動車教 習所 ⑩工場(令第 130条の6 で定めるも のを除く。)					
--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為における罰則の適用については、なお従前の例による。